

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

### 奈良県人事委員会規則第十六号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一アの表五級の項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

#### 6 財政課の主任主計員の職務

別表第一アの表六級の項第二号中「及び橿原文化会館」を削り、同項第三号中「館長代理及び」を削り、同表八級の項第一号中「知事公室次長」を「政策参与」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

#### 3 知事公室次長の職務

別表第一ウの表一級の項を次のように改める。

一級
1 市町村立の高等学校の講師又は助教諭の職務
2 県立の中学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務

別表第一ウの表二級の項中第三号を削り、同項第二号中「県立」を「県立若しくは市町村立の高等学校、県立の特別支援学校又は県立」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

#### 1 市町村立の高等学校の教諭の職務

別表第一ウの表特二級の項第一号中「県立」を「市町村立の高等学校又は県立」に改め、同表三級の項第一号中「県立」を「市町村立の高等学校又は県立」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改め、同表四級の項第一号中「県立」を「市町村立の高等学校又は県立」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改める。

別表第一オの表三級の項第二号中「及び室長」を削り、同項中第五号を削り、第六号

を第五号とする。

別表第一クの表四級の項を次のように改める。

四級	
1	主任主査の職務
2	看護主任の職務
3	主任の職務
4	看護主査の職務

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。